

令和6年度（2024年度）

償却資産 申告の手引き

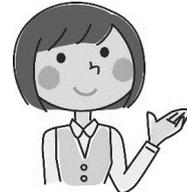
（固定資産税）

函 館 市

市税業務につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税の課税対象となるものには、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）があります。
償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在する市町村に申告して
いただくことになっております。（地方税法第383条）

つきましては、申告書を作成のうえ期限までに提出くださいますようお願いいたします。

なお、「申告の手引き」「申告書」は、函館市のホームページからもダウンロードできます。



提出期限

令和6年1月31日（水）

期限間近は窓口が大変混雑しますので、**1月19日（金）**までの提出にご協力をお願いします。

提出先 および 問合せ先

函館市財務部 税務室資産税担当 償却・非木造部門（本庁舎2F）
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話 0138-21-3231

申告が 必要な方

令和6年1月1日現在、函館市内に償却資産を所有している、または函館市内の事業所などに償却資産を賃貸している個人・法人の方です。

初めて申告される方

- 令和6年1月1日現在で、函館市内に所有している全ての資産を申告してください。

前年度に申告された方

- 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの期間に増加や減少のあった資産を所定の明細書に記入して申告してください。
- 資産の増減がなかった場合は「資産の増減なし」として申告してください。

※ 申告の対象となる資産がない場合や、事業の廃止・解散・移転などの場合でも申告書の備考欄にその旨を記入して提出してください。

※ 前年度免税（課税標準額150万円未満）の場合や、本年度免税になると思われる場合でも申告は必要です。

【 目 次 】

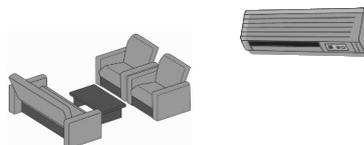
I 償却資産のあらまし	2~4
II 提出する書類	5
III 書類の記入例	6~9
IV 償却資産の評価方法等	10
V 償却資産に関するQ&A	11~12



I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

法人や個人で、工場や商店などを経営している方や、アパートや駐車場などを賃貸している方、漁業や農業を営んでいる方などが、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といいます。



2. 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在に函館市内に所有する資産で、事業のために使用または使用できる状態にあり、かつ、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で、法人税または所得税を課せられない者が所有するものを含まず）が申告の対象となります。

次の資産は申告が必要です。

- ①取得価額が10万円以上の資産
- ②取得価額が10万円未満または、使用可能期間が1年未満の資産であっても、個別に減価償却資産として計上しているもの
- ③取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法第28条の2および同法第67条の5の規定による中小企業者等の少額減価償却資産の特例（即時償却）を適用したもの
- ④償却済資産（耐用年数が経過し、減価償却を終えて帳簿上備忘価額のみが計上されているもの）であっても事業の用に供している資産
- ⑤簿外資産（寄贈によるものなど、帳簿上資産計上していない資産）
- ⑥遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑦未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑧建設仮勘定で経理されているが、その一部または全部が令和6年1月1日までに完成し、事業の用に供されている資産
- ⑨賃借人（テナント等）が取り付けした家屋の内部造作および各種設備など
- ⑩改良費・資本的支出の扱いを受けるもの（改良を加えた本体設備とは区分し、新たな資産を取得したもののみを申告することが必要です）
- ⑪従業員の福利厚生のために供する資産（社宅などに設置された器具・備品など）
- ⑫清算中の法人が清算事務のために使用しているもの
- ⑬リース資産（資産の所有者が他者に貸し付けているもの）
- ⑭割賦買入資産（割賦金が完済されるまでの間、所有権が売主に留保されている資産）

3. 申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となる車輛（大型特殊自動車は申告が必要です）
- ②棚卸資産（貯蔵品、商品など。ただし、事業の用に供することができるものは申告が必要です）
- ③非減価償却資産（書画骨とうなど減価償却を行わないもの）
- ④生物（ただし観賞用、興行用などの生物は申告が必要です）
- ⑤無形減価償却資産（特許権、営業権、商標権、ソフトウェアなど）
- ⑥繰延資産（創立費、開業費など）
- ⑦法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降取得分）
- ⑧用途廃止資産（使用可能だが将来も使用する可能性はなく、維持補修を行っていないもの）

4. 資産種類別の具体例

資産の種類		主な資産名	
1	構 築 物	構 築 物	広告塔看板, 屋外給排水設備, 屋外電気設備, 外構工事, 駐車場設備, 門, 塀, 緑化施設, 庭園, プレハブ物置など
		建物付属設備	受変電設備, 自家発電設備, テナント内装工事や内部造作など
2	機械および装置	各種製造設備などの機械および装置, クレーンなど建設機械(大型特殊自動車(分類番号が「0, 00~09及び000~099」の車輛)), 機械式駐車場設備, 農・漁業用機械, テナント等が取付た電気・給排水・冷暖房設備, 太陽光発電設備など	
3	船 舶	ボート, 釣船, 遊覧船, 漁船, 作業船など	
4	航 空 機	飛行機, ヘリコプター, グライダーなど	
5	車両および運搬具	大型特殊自動車のうち運搬具に該当するもの(分類番号が「9, 90~99及び900~999」の車両), 除雪作業車, 貨車, 客車など	
6	工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品	事務机, 椅子, 応接セット, パソコン, プリンター, LAN設備, 電話機・電話交換機, 金庫, 陳列ケース, 医療機器, 理・美容機器, 冷暖房用機器, 娯楽用機器, 測定工具, 厨房用機器, 自動販売機など	

5. 業種ごとの主な償却資産

業 種	課税対象となる償却資産の例
各 業 種 共 通	借家家屋の内装・設備工事, 駐車場設備, 受変電設備, 舗装路面, 庭園, 塀, 外構, 外灯, 広告塔, 看板, 応接セット, ロッカー, ルームエアコン, パソコン, コピー機, 金庫, 太陽光発電設備, レジスター, 事務机, 除雪機など
製 造 業	製造ライン設備, 冷蔵庫, クレーン, ボイラー, 乾燥機, フォークリフト(大型特殊)など
漁・農・畜産業	漁船, レーダー, 魚群探知機, 船外機, 乾燥機, コンバイン, ビニールハウス, モア-ン, 耕うん機, 自動給餌機, タンクなど
医 業	診察台, ベッド, 手術台, X線装置, 心電計, 歯科診療ユニット, キャビネット, 待合室イスなど
飲 食 業	厨房設備, 音響放送設備, カラオケ設備, エアコン, 冷蔵庫など
印 刷 ・ 製 本 業	印刷機, 裁断機, 自動紙折機, 穿孔機, 結束機など
建 築 ・ 土 木 業	簡易仮設建物, 足場, ブロックゲージ, ポータブル発電機, 測量機器, 建設機械, 金杵, 大型特殊自動車など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機, 脱水機, 乾燥機, プレス機, ビニール包装設備など
小 売 業	陳列ケース・棚, 冷蔵庫, 冷凍庫, ネオンサイン, レジスター, 日よけなど
理 ・ 美 容 業	サインポール, 理・美容イス, 洗髪設備, 消毒殺菌機, タオル蒸器, テレビなど
不 動 産 賃 貸 業	中央監視装置, 駐車場の舗装・機械設備・ターンテーブルおよび料金精算機, 緑化施設, 融雪槽, 除雪機など
ホ テ ル ・ 旅 館 業	ベッド, カラオケ機器, テレビ, 冷蔵庫, 製氷機, 電話交換設備, 厨房設備など
機 械 ・ 自 動 車 修 理 業	溶接機, 圧延機, 塗装設備, 変電機, 旋盤など
ガソリン・石油販売業	独立キャノピー, 地下タンク, リフト, 照明設備, ガソリン計量器, 洗車機, 充電器など
娯 楽 業	パチンコ台, ゲームマシーン, 両替機, 玉貸機, カラオケ機器, スクリーン設備, イス, ボウリング場設備, ゴルフ練習場設備など

6. 家屋の附帯設備で償却資産として取り扱うもの

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備など家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられています。

これらのうち、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるものなどについては、償却資産として取り扱います。

また、家屋の所有者と異なる方(賃借人など)が付加施工した内装や建築設備についても、償却資産として取り扱います。

(例) 法人の場合、代表者名義の家屋は自己所有にはなりません。法人名義の家屋のみ自己所有となります。

<償却資産と家屋の区分>

設備の種類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの	
電気設備	受変電設備	変圧器、キュービクル、配電盤など(配線・配管を含む)	—
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備(配線・配管を含む)など	—
	中央監視制御装置	装置一式(配線・配管を含む)	—
	動力配線設備	特定の生産または業務用の設備	家屋と一体の設備
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン、投光器、スポットライトなど	家屋と一体の設備、屋内照明設備、分電盤
	電話設備	電話機、交換機などの装置	配線
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器類	配線
	L A N 設備	設備一式	—
	避雷設備	—	設備一式
屋内消火設備	ホース・ノズル・消火器など	消火栓設備、スプリンクラー	
ガス設備	屋外配管、特定の生産または業務用の設備	左記以外の設備	
空調設備	壁掛け型ルームエアコンなど	家屋と一体の設備	
給水設備	屋外配管、特定の生産または業務用の設備	左記以外の設備(高架水槽など)	
給湯設備	湯沸器などの局所式給湯設備	中央式給湯設備	
運搬設備	ベルトコンベアー、垂直搬送機など	エレベーター、リフト、エスカレーター設備	
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店など)、寮・病院・社員食堂などの設備	サービス設備以外の設備	
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機などの機器、寮・病院などの洗濯設備	サービス設備以外の設備	
機械駐車場設備	自動車循環装置(立体駐車場)、安全装置、誘導装置、駆動用動力配線設備など	—	

※一般的な区分の例示です。

Ⅱ 提出する書類

1. 申告書

令和6年1月1日現在で、函館市内に所有している資産の取得価額を記入して提出してください。事業所の休廃止・解散・移転や住所・氏名の変更、特例該当資産や非課税該当資産があるなど、特記事項がある場合は、申告書(緑色)の【18備考欄】に記入してください。

下記の種類別明細書の提出がない場合は、申告書のみ提出してください。

2. 種類別明細書(増加資産・全資産用) (減少資産用)

資産の増加や減少がある場合に提出してください。

初めて申告される方は、該当資産を増加明細書に記入して提出してください。

電算申告をされる方は、必ず全資産の明細書を添付してください。

3. その他

特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、添付書類(仕様書・契約書等)の提出が必要になります。

eLTAXによる申告

インターネットを利用した電子申告も可能です。

詳しくは、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。(http://www.eltax.jp/)



申告書送付の簡略化について

次の方について、翌年度以降の申告書の送付を省かせていただく場合があります。

■ 申告の結果、課税標準額の合計が100万円未満の方

※ 上記に該当する場合でも、翌年度の申告が必要です。お手数ですが、税務室資産税担当へご連絡ください。(電話0138-21-3231)

国税資料添付のお願い

適正な課税に資するため、事業をされている方がお持ちの資産内容がわかる「減価償却資産明細書」や「固定資産税台帳」などの書類の写しの提出をお願いしています。

資産内容とは、資産名称・取得年・取得価額・耐用年数・数量で、函館市内に所在する建物、車両などのすべての減価償却資産が記載されているものです。

地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類の閲覧を税務署において行っています。閲覧した書類の内容と、函館市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

実地調査のお願い

申告書受理後、申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条および第408条の規定により、実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく過去5年度分まで遡及して修正することがあります。

不申告または虚偽の申告

正当な理由がなく申告しなかった場合や虚偽の申告をした場合は、過料を科せられることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を追徴することになりますので期限までに必ず申告してください。

Ⅲ 書類の記入例

1. 申告書の書き方

申告書は同じものを2枚お送りしていますが、2枚目は申告者の控となります。受付印の押された控の必要な方は2枚とも記入し提出してください。（郵送による控の返送を希望される方は必ず切手を貼り、返送先の住所を明記した返信用封筒を同封してください）

- ア** 申告年月日 申告書を提出する年月日を記入します。
- イ** 所有者 住所、氏名（名称）、代表者名、電話番号などを記入します。本店住所以外に納税通知書などの送付を希望される場合は、その住所を棟室番号まで記入します。
- ウ** 個人番号
又は法人番号 マイナンバー制度（番号法）に基づき個人（12桁）又は法人（13桁）の番号を記入します。個人の場合は、左側を1文字空けて記入します。
- エ** 事業種目 事業の種目を具体的に記入します。（例えば、食品製造業、自動車販売業など）また、法人にあっては、資本金または出資金の額も記入します。
- オ** 税理士等の氏名 経理を委託している税理士などの氏名および電話番号を記入します。
- カ** 8～14の欄 該当する方を項目で囲みます。
- キ** 借用資産 借用（リース、レンタル）資産の有無について該当する項目を○で囲みます。なお、借用資産がある場合には、その資産および貸主の名称を記入します。
- ク** 備考 次の事項に該当する内容を記入します。
 - ① 令和5年中に廃業、解散した場合は、廃業、解散の年月日。従来の資産を他の法人または個人に引き継いだ場合はその会社名または氏名、住所および電話番号
 - ② 「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」など、添付した書類の名称
 - ③ 課税標準の特例や非課税対象資産を所有している場合は、適用条項
 - ④ 前年中に所有者の住所、氏名、名称等に異動があった場合の異動年月日、旧住所、旧氏名、旧名称などの参考事項
 - ⑤ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
 - ⑥ その他、この申告に必要な事項および償却資産の評価について参考となるべき事項
- ケ** 取得価額（前年前取得） 前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入します。
- コ** 取得価額（前年中減少） 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入します。
- サ** 取得価額（前年中増加） 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入します。
- シ** 取得価額（計） $(イ)前年前に取得したもの - (ロ)前年中に減少したもの + (ハ)前年中に取得したのもの$ によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入します。
- ス** (ホ)(ハ)(ト)欄 記入の必要はありませんが、電算処理による全資産申告の場合は必ず記入してください。

2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

この明細書は感圧式の2枚複写となっています。1枚目を提出し、2枚目は申告者が保管してください。

令和6年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)				所有者名		1枚のうち			
所有者コード	合算・判定					株式会社 スタジオしのため		1枚目			
行番号	資産の種類	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
01	6	パソコン	15 5 7	350 000	4					2	
02										1-2	
03										3-4	
04										1-1	
05										1-2	
18										3-4	
19										1-2	
20										3-4	
小計			1	350 000							

部分および※欄は、記入の必要はありません。

「年号」は、昭和を3、平成を4、令和を5と記入します。「増加事由」は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかを○で囲みます。

- ア** 申告年度 申告の年度を記入します。
- イ** 所有者コード 申告書の右上の欄にある所有者コードを転記します。
- ウ** 増加資産・全資産用 今年初めて申告される方は「全資産用」を○で囲みます。
- エ** 所有者名 氏名または名称を記入します。また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、4枚のうち2枚目というようにページを付けます。
- オ** 資産の種類 「1 構築物」、「2 機械および装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車輛および運搬具」、「6 工具、器具および備品」の資産の種類に対応する数字を記入します。
- カ** 資産コード 記入しません。
- キ** 資産の名称等 漢字、ひらがな、カタカナ、英数字で記入します。
- ク** 取得年月 当該資産の取得年月を記入します。年号 昭和→3 平成→4 令和→5
- ケ** 取得価額 当該資産の取得価額を記入します。なお、「取得価額」は償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役料、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。また、法人税および所得税法の規定によるいわゆる圧縮記帳については、償却資産評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入します。
- コ** 耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第8まで(別表第3および第4を除く)に掲げる耐用年数を記入します。なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記入します。
- サ** 減価残存率 記入しません。
- シ** 価額 記入しません。ただし、電算処理による全資産申告の場合は記入してください。
- ス** 課税標準の特例 課税標準の特例を受ける資産について、特例率を記入します。(例：2/3の特例→0203)コード欄は記入しません。
- セ** 課税標準額 記入しません。ただし、電算処理により全資産申告の場合は記入してください。また、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記入します。
- ソ** 増加事由 1は新品取得、2は中古品取得、3は移動による受入れ、4はその他です。
- タ** 摘要 当該資産について、次のような事項を記入します。
 - ① 非課税および課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例：法第349条の3第1項)
 - ② 割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用のある資産についてはその旨の表示と売り主の名称など
 - ③ 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示
 - ④ 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
 - ⑤ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
 - ⑥ その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項
- チ** 小計 数量と取得価額の合計を記入します。

3. 種類別明細書(減少資産用)の書き方

この明細書は感圧式の2枚複写となっています。1枚目を提出し、2枚目は申告者が保管してください。

- ア** 申告年度 申告の年度を記入します。
- イ** 所有者コード 申告書の右上にある所有者コードを転記します。
- ウ** 資産の種類 申告内容一覧表の中で、減少する資産の種類、資産コード名称等を記入します。
- エ** 数量 前年中に減少した資産の数量を記入します。
- オ** 取得価額 減少した資産の取得価額を記入します。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入します。
- カ** 申告年度(網掛部分) 記入する必要はありません。
- キ** 所有者名 氏名または名称を記入します。また、この「種類別明細書(減少資産用)」について2枚のうち1枚目というようにページを付けます。
- ク** 減少の事由及び区分 当該償却資産が減少した事由とその区分について該当する番号を○で囲みます。
- ケ** 摘要 ①当該資産が減少した事由について、「1売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2滅失」にあつてはその滅失の理由等を、「3移動」にあつてはその受け入れ先の所在地等を、「4その他」にあつてはその減少の事由等を記入します。
②減少の区分が「2一部」に該当する場合には残額を記載してください。
③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入します。
- コ** 小計 数量と取得価額の合計を記入します。

4. その他の書類

償却資産申告内容一覧表

これは令和5年1月1日現在、償却資産課税台帳に登録されている資産の一覧表です。以前より申告されている該当資産のある方(電算申告を除く)だけにお送りしています。この一覧表を参考にして、増加(減少)した資産を種類別明細書に記入してください。

関与税理士への送付依頼書

申告書作成を税理士へ依頼されている方へ

償却資産の申告書作成を税理士へ依頼されていて、申告書を直接税理士へ送付することを希望する方は、同封の送付依頼書を提出してください。翌年度分から関与されている税理士へ、直接申告書を送付することができます。是非ご利用ください。

依頼書の枠内の「事業者」の住所・氏名(名称)と「関与税理士」の住所・氏名(名称)を記入し提出してください。

※なお、申告書を直接送付できる税理士は、北海道税理士会函館支部会員のみとなります。

会員以外の税理士への直接送付は行っておりませんのでご注意ください。

償却資産に関する軽減措置

○ 課税標準の特例の対象となる主な償却資産の例

(対象資産の評価額に特例率を乗じたもの(課税標準額)に対して税額を算定します)



適用条項		特例対象施設等	特例率		
法第349条の3	第2項	ガス事業用資産	最初5年間	1/3	
			次の5年間	2/3	
	第3項	農協、漁協等が取得した共同利用に供する機械、装置	3年間	1/2	
	第5項	内航船舶		1/2	
本法附則第15条	第2項1号	水質汚濁防止法に規定する汚水、廃液処理施設		※1/2	
	第2項2号	ごみ処理施設		1/2	
	第2項3号	一般廃棄物最終処分場		2/3	
	第2項4号	産業廃棄物処理施設 (☆ 廃石綿等含有処理施設)	1/3	(☆ 1/2)	
	第2項5号	下水道法による公共下水道の利用者が設備した除害施設		※3/4	
	第25項	特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光：出力1,000KW未満 (☆ 1,000KW以上) 3年間	※2/3	(☆ 3/4)
			風力：出力20KW未満 (☆ 20KW以上) 3年間	※3/4	(☆ 2/3)
			水力：出力5,000KW未満 (☆ 5,000KW以上) 3年間	※1/2	(☆ 3/4)
			地熱：出力1,000KW未満 (☆ 1,000KW以上) 3年間	※2/3	(☆ 1/2)
			バイオマス：出力1万KW未満 (☆ 1万KW以上2万KW未満) 3年間	※1/2	(☆ 2/3)
第32項	企業主導型保育事業の用に供する施設	5年間	※1/2		
第45項	中小企業等が先端設備等導入計画の認定を受けて取得した先端設備等 (機械装置、工具器具備品、建物附属設備)で、取得価格がそれぞれ次の金額以上のもの 機械装置：160万円以上、 工具器具備品：30万円以上、建物附属設備：60万円以上	賃上げ表明なし 令和5年4月1日～令和7年3月31日取得	3年間	1/2	
		賃上げ表明あり 令和5年4月1日～令和6年3月31日取得	4～5年間	1/3	
		賃上げ表明あり 令和6年4月1日～令和7年3月31日取得			

(令和5年10月1日現在)

特例率の※印は、わがまち特例(函館市)

なお、特例の適用には指定の添付書類が必要になります。

○ 過疎地域における固定資産税の課税免除

函館市内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業に供する生産設備等を取壊した場合(取得年月日や取得価格等には要件があります。)は、課税免除の対象になります。国税の確定申告(個人・法人)において、「特別償却」の適用を受ける機械および装置、構築物が対象で、最初の年度以降3年度分について課税免除が受けられます。

詳しくは、函館市のホームページまたは資産税担当までお問い合わせください。

Ⅳ 償却資産の評価方法等

1. 評価額、課税標準額

申告された資産の一品一品について、取得価額、取得年月、耐用年数に基づき賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の評価額を定率法により計算します。

※減価率は、税務会計における旧定率法による償却率と同じです。

前年中に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \{1 - (\text{減価率} \times 1/2)\}$$

※前年中に取得したものは、取得月にかかわらず半年償却により評価額を求めます。

前年以前に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

評価額の最低限度額

評価額は上記の計算方法により毎年減価していきませんが、最低限度額（当該資産の取得価額の100分の5）に達した年以降は減価しません。

課税標準額

各資産の評価額の合計を決定価格といい、原則としてこの決定価格が課税標準額となります。（課税標準額の1,000円未満は切り捨て）

2. 税率、税額、免税点

函館市の固定資産税の税率は、100分の1.4です。

税額は、課税標準額に税率を乗じたものです。（税額の100円未満は切り捨て）

ただし、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

例：	課税標準額	税率	税額（年額）
	1,500,000円	× 1.4%	= 21,000円

※課税の有無は評価計算の結果により決定しますので、資産の多少にかかわらず申告が必要です。

3. 非課税資産の申告

地方税法第348条の適用を受ける非課税該当資産については、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入してください。

なお、非課税該当資産であることの確認資料として、カタログや官公庁へ提出した届出書(写)等を申告書に添付してください。

4. 課税標準の特例のある資産

地方税法第349条の3および本法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例の対象となる償却資産（主なもの）は、9ページに掲載しております。添付書類や申請の詳細い内容については、資産税担当までお問い合わせください。

5. 償却資産課税台帳の閲覧

市役所本庁にて常時、償却資産課税台帳の閲覧を行うことができます。ただし、新年度の課税台帳閲覧については、毎年3月末（予定）の価格決定後となります。

V 償却資産に関するQ&A

Q1 毎年税務署に所得税または法人税の申告をして減価償却費を計上しているのに、なぜ函館市にも申告が必要なの？

A1 税務署に対する申告は、個人または法人の所得計算上、必要経費としての減価償却費を計上するために行うものです。これに対し函館市への申告は、固定資産税の対象資産として、毎年1月1日現在に所有する事業用資産を申告していただくものです。
※ 所得税または法人税の申告上、未償却残高(期末残高)が1円になり、経費計上が終了した資産であっても、その資産を事業の用に供している限り函館市への申告は必要です。
※ 申告された場合でも、免税点未満(10ページ参照)の場合は課税されません。

Q2 事業が赤字のため、資産の減価償却をあえてしていません。このような場合でも償却資産の申告が必要ですか？

A2 減価償却をしていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば申告が必要です。

Q3 アパートと駐車場を営営していますが、土地や家屋以外に固定資産税がかかるのでしょうか？

A3 このような場合も事業を営んでいることとなりますので、土地と建物以外の事業用資産は申告が必要です。
例えば、入居者のためのアスファルト舗装やフェンス、植栽などの外構や、家屋から取り外しができるエアコンなどが申告対象資産となります。

Q4 テナントとして店舗を借りて事業を行うための内装工事をしましたが、申告が必要でしょうか？

A4 家屋の所有者以外の者(テナントなど)が取り付けした家屋の附帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備など)は、テナントなどがその事業用資産として市へ申告する必要があります。

Q5 申告書提出後に誤りが判明したので修正したいのですが、どうすればよいですか？

A5 申告書の一番上に赤字で「修正申告」とご記入の上、再度提出してください。

Q6 会社の社名変更や移転の際はどのようにすればよいですか？

A6 申告書の「1 住所」欄または「2 氏名」欄を訂正してください。登記簿謄本等の添付は不要ですが、社名変更の経緯を「18 備考」欄にご記入ください。

Q7 中古資産を取得した場合の申告は？

A7 中古資産を取得した場合も申告が必要です。耐用年数は見積りによる耐用年数または、次の簡便法による耐用年数を用いることとなります。

法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{耐用年数(年)} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{耐用年数(年)} = \text{法定耐用年数} - \text{経過年数} + (\text{経過年数} \times 20\%)$$

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

Q8 償却資産の申告対象となる大型特殊自動車の範囲とは？

A8 償却資産の申告対象となる大型特殊自動車は、ショベルカー、フォークリフト、除雪車、モーターグレーダー、ホイールローダーなどがあります。種類別にみると、

農耕作業用自動車	最高時速35km以上のもの (長さ・幅・高さや総排気量の基準はない)
その他の特殊自動車	長さ4.7m 幅1.7m 高さ2.8m 最高時速15km 上記基準のうちいずれかを超えるもの

が該当します。この基準以下のものは小型特殊自動車に該当しますので、償却資産の申告をする必要はありません。

なお、ナンバープレートを取得している場合の自動車登録番号の区分では、

〈ナンバープレート例〉

0, 00~09, 000~099	建設機械に該当(自走式作業用機械設備等)
9, 90~99, 900~999	建設機械以外のもの

函館 00
え × × - × ×

函館 900
か × × - × ×

は大型特殊自動車に該当します。

Q9 少額の減価償却資産の取扱いは？

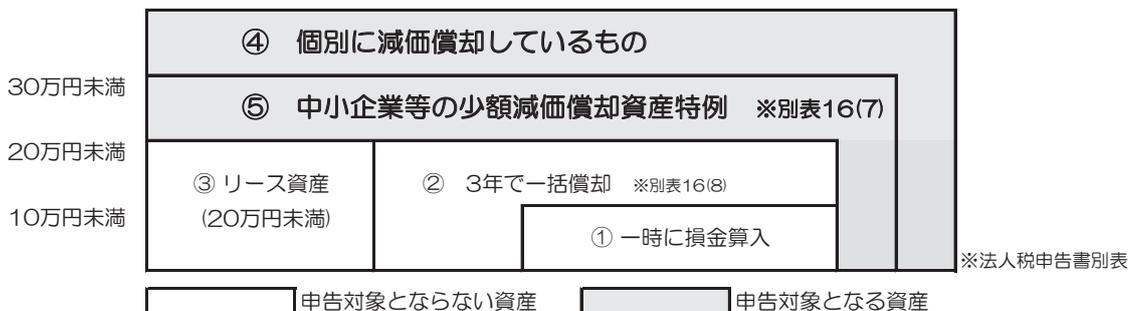
A9 償却方法と取得価額により申告対象が分かれます。

申告対象とならない資産

- ①使用可能期間が1年未満または取得価額10万円未満の資産で、一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産で、3年間で損金算入(一括償却)したもの
- ③平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項および所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額20万円未満のもの

申告対象となる資産

- ④個別に減価償却しているもの
- ⑤租税特別措置法を適用して損金算入(即時償却)した取得価額30万円未満の資産(中小企業等の少額減価償却資産特例 ※同法第28条の2および67条の5)



Q10 リース資産も申告するの？

A10 リース資産はその契約内容により申告者が異なります。

一般的なリース契約

リース期間終了後、資産が貸主(リース会社等)に返還される場合は貸主が申告します。

所有権留保付割賦販売契約

リース期間中、資産の所有権を貸主(リース会社等)にとどめておき、リース期間終了後に借主に所有権が移転する場合、通常は借主が申告します。

Q&Aは、よくある質問を載せたものです。詳しい内容やその他の質問は、税務室資産税担当へおたずねください。(電話) 0138-21-3231